

駐車監視員活動ガイドライン

【亀有 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質・危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備考
1	国道6号	水戸街道	白鳥1-8先立石五丁目交差点	金町6-13先金町交差点	7-22	
2	主要地方道318号	環状七号線	亀有5-49先	青戸2-10先青砥橋	7-22	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	都道	曳舟通り	亀有5-24先	白鳥2-1先	7-21	
2	都道	水元中央通り	南水元4-28先	南水元2-4先	9-19	
3	都道	旧水戸街道	金町6-13先金町交差点	東金町8-10先	7-21	
4	区道	柴又街道	金町3-5先水戸街道金町三丁目交差点	柴又5-1先柴又五丁目交差点	7-21	
5	主要地方道314号	言問大谷田線	小菅4-22先	堀切5-23先	7-21	
6	区道	亀有新道	青戸7-3先水戸街道青戸七丁目交差点	JR亀有駅南口交差点	7-21	
7	区道	通称・公園通り	金町1-7先水戸街道金町一丁目交差点	南水元4-27先岩槻橋交差点	9-19	
8	区道	上千葉公園通り	西亀有3-28先西亀有三丁目交差点	お花茶屋1-1先	9-19	
9	都道	平和橋通り	小菅1-35先 堀切5-23先	小菅2-20先 堀切5-12先	7-21	
10	区道	岩槻街道	南水元4-28先岩槻橋第2交差点	東金町3-7先東金町4丁目交差点	9-19	
11	区道	—	小菅4-10先	小菅4-20先	9-19	
12	区道	—	南水元2-10先	南水元4-20先	9-19	

重点地域

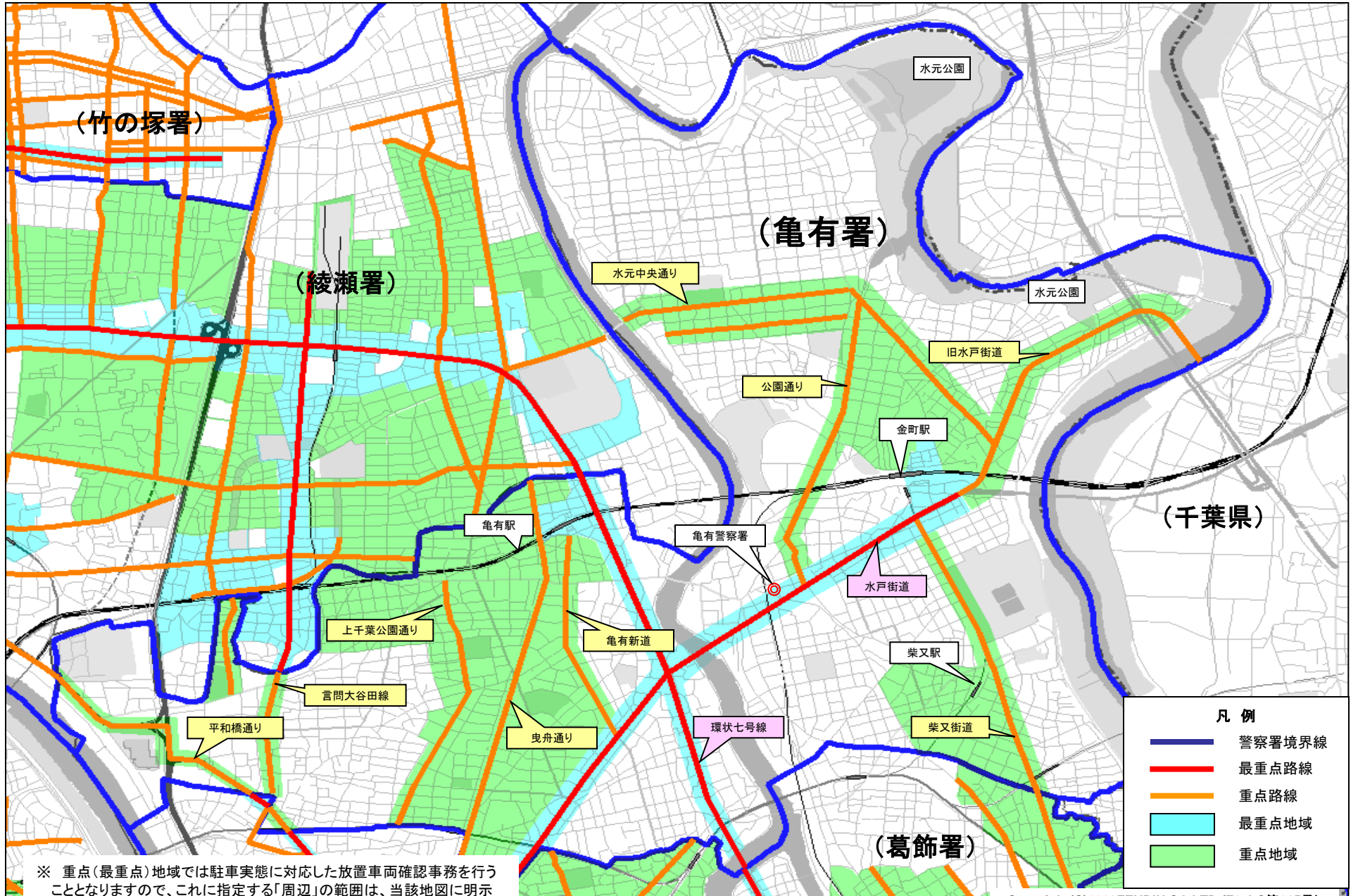
◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	国道6号(水戸街道)周辺	7-22	
2	主要地方道318号(環状七号線)周辺	7-22	
3	常磐線亀有駅、金町駅周辺	7-22	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	重点路線周辺	各重点時間帯	
2	京成線柴又駅・常磐線金町駅・亀有駅周辺	9-19	
2	西亀有2丁目地区周辺	9-19	

亀有警察署 駐車監視員活動ガイドライン



※ 重点(最重要)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。